

奈良県奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高度な知識又は技術を有する大学等の学生及び既卒者の県内就職促進及び定着を図るため、従業員への奨学金返還支援制度を設け、奨学金返還のために賃金に上乗せして奨学金返還支援金を支給し、又は代理返還により独立行政法人日本学生支援機構（以下、「日本学生支援機構」という。）に直接送金する県内中小企業に対し、その支給又は送金に要する経費について、予算の範囲内において補助金として交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県内中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業に該当し、県内に本社を有する事業者をいう。
- (2) 「大学等」とは、大学、大学院及び高等専門学校をいう。
- (3) 「奨学金返還支援金」とは、就業規則又は賃金規定等の文書により支給方法等が明確に定められており、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず企業が従業員の奨学金返還支援を目的として支払った金銭（労働の対価として支払われる金銭及び共済等が支給する手当を除く）をいう。
- (4) 「代理返還」とは、企業が従業員に代わり、奨学金返還額の全部又は一部を日本学生支援機構に直接送金することをいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	奈良県奨学金返還支援事業の助成対象候補者として認定を受けた者が、第6条に規定する支援対象従業員に対し、奨学金返還支援金として支給し、又は代理返還により日本学生支援機構に直接送金した金額
補助金の額	企業の支給又は送金額に2分の1を乗じて得た額以内の額 (1企業につき50万円を補助上限とする)

(助成対象候補者の認定の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、奈良県奨学金返還支援事業助成対象候補者認定申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請し、助成対象候補者として認定を受けなければならない

い。

- (1) 新規学卒者・既卒者採用計画書（第2号様式）
- (2) 奨学金返還支援事業助成対象候補者の認定の申請に関する誓約事項（別紙）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 この補助金の交付を受けようとする者は、申請日の属する年度中に、奨学金返還支援金の支給方法等について明確に定められた就業規則又は賃金規定等の写しを県に提出しなければならない。

（助成対象候補者要件）

第5条 助成対象候補者と認定される者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内中小企業であること。
- (2) 申請日の属する年度の翌々年度に、次条に定める支援対象従業員になり得る者（次条に定める支援対象従業員要件のうち、第4号中、「入社後3年以上継続して勤務すること」のみを満たしていない者のこと。以下、「支援対象従業員候補者」という。）の採用を予定していること。
- (3) 申請日の属する年度中に、奨学金返還支援金の支給方法等について、就業規則又は賃金規定等の文書で明確に定めること。
- (4) 雇用保険の適用事業主であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（支援対象従業員要件）

第6条 支援対象従業員は、支払いを行う企業が助成対象候補者として認定を受けた日の属する年度の翌々年度に入社する者のうち、以下の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 大学等の新規学卒者又は35歳未満の既卒者として採用されること。
- (2) 正社員（雇用期間の定めがない者）として採用されること。
- (3) 奈良県内に所在する本社、工場、事業所等に、入社後3年以上継続して勤務すること。
- (4) 大学等の在学中に日本学生支援機構から奨学金を貸与された者であること。
- (5) 個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。）と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

（助成対象候補者の認定）

第7条 知事は、第4条第1項に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、助成対象候補者として認定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

(助成対象候補者の状況報告)

第8条 助成対象候補者は、支援対象従業員候補者を採用した場合には、支援対象従業員候補者の入社日の属する月の翌月末までに、支援対象従業員候補者採用報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 支援対象従業員候補者の雇用契約書又は雇い入れ通知書の写し
- (2) 支援対象従業員候補者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 従業員名簿又は組織図等の支援対象従業員候補者の勤務地がわかる書類
- (4) 支援対象従業員候補者の奨学金借入額がわかる書類の写し
- (5) 支援対象従業員候補者の卒業証明書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 助成対象候補者は、支援対象従業員候補者の入社日から起算して3年間の就業状況を、毎年度、知事が別に定める期日までに支援対象従業員候補者就業状況報告書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 従業員名簿又は組織図等の支援対象従業員候補者の勤務地がわかる書類
- (2) 支援対象従業員候補者の賃金台帳等の写し(1か月分)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 助成対象候補者は、第1項及び第2項により報告のあった支援対象従業員候補者の就業状況に変更が発生した場合には、支援対象従業員候補者就業状況変更報告書(第5号様式)により、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 支援対象従業員候補者の県内で完結する転勤又は異動
- (2) 奨学金返還支援金の支給等に影響の及ばない範囲での就業規則又は賃金規定等の変更
- (3) その他知事が必要と認める場合

(助成対象候補者に対する指示及び検査)

第9条 知事は、助成対象候補者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(認定の取消し等)

第10条 知事は、助成対象候補者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による助成対象候補者の認定を取り消すことができる。

- (1) 助成対象候補者の認定を辞退する申し出があったとき。
- (2) 第5条に定める助成対象候補者要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第4条第1項第2号に定める誓約事項に違反のあったとき。
- (4) 第4条第2項の規定による書類の提出がなかったとき。
- (5) 第8条第1項及び第2項の規定による報告が期日までになかったとき。
- (6) 前条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若

しくは妨げたとき。

- 2 助成対象候補者は、前項第1号及び第2号に該当することとなったときは、助成対象候補者辞退承認申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の要件）

第11条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第7条の規定による助成対象候補者の認定を受けていること。
- (2) 第5条の規定による助成対象候補者の要件を満たしていること。
- (3) 第6条に規定する支援対象従業員を雇用していること。
- (4) 第6条に規定する支援対象従業員に奨学金返還支援金を支給し、又は代理返還により日本学生支援機構に直接送金していること。
- (5) 第8条第1項及び第2項に規定する支援対象従業員候補者の報告を毎年度行っていること。
- (6) 支援対象従業員候補者の入社日から起算して3年先の日の属する年度に、知事が別に定める期日までに、次条の規定に基づき申請を行うこと。

- 2 支援対象従業員が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条に規定する補助対象経費の算出から除外することとする。

- (1) 奨学金の返還が全額又は一部免除された場合の免除分の額
- (2) 入社日から起算して3年以内に県外の事業所等に転勤となった場合
- (3) 入社日から起算して3年以内に辞職した場合
- (4) 入社日から起算して3年以内の休業期間が合計して1月を超える場合

- 3 支援対象従業員が奨学金返還総額以上の奨学金返還支援金の支給を受けている場合には、奨学金返還総額分にあたる支払い金額のみを補助対象経費の算出に入れることとする。

（補助金の交付の申請）

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、奈良県奨学金返還支援事業補助金交付申請書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 奈良県奨学金返還支援事業助成対象者実績報告書（第8号様式）
- (2) 給与明細書又は賃金台帳等の支援対象従業員に支給した奨学金返還支援金支給実績又は代理返還実績が分かる書類の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付の決定）

第13条 知事は、前条に規定する書類の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の額の確定及び交付を決定し、当該申請者（以下「助成対象者」という。）に対し、通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要

な条件を付けるものとする。

(助成対象者に対する指示及び検査)

第14条 知事は、助成対象者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の交付)

第15条 第13条の規定による通知を受けた助成対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県奨学金返還支援事業補助金請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 知事は、規則第15条に定めるもののほか、助成対象者が偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付を受け、又は受けようとしたときは、その決定の全部又は一部を取り消し、期限を決めて、その返還を命ずることができる。

(補助金の経理等)

第17条 帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助金の支払いの日又は補助金の廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。